

自宅療養者へのオンライン診療の拡充について

◆ これまで自宅療養者に実施している、オンラインでの診療・薬の処方を行う、かかりつけ医の診療体制を拡充。

※オンラインとは電話・情報通信機器等による診療

自宅療養者への支援の拡充

□ オンライン診療、薬の処方の支援

- ▶ かかりつけ医を持つ自宅療養者は、原則かかりつけ医に相談。
- ▶ かかりつけ医や薬局が無い場合、保健所が医療機関、薬局のリストを自宅療養者に配布(地区医師会等からリスト提供)。
- ▶ 新たに府医師会・地区医師会の協力により、自宅療養者の増加を踏まえ、かかりつけ医によるオンライン診療の体制を充実・強化。

(従来)

